

犬を飼っている皆さんへ

犬を飼う場合は、法律により所在地を管轄する市町村への登録が義務付けられていますので必ず登録・届出をしてください。

●登録・届出が必要な場合

- ①犬を取得したとき（生後90日を経過した日から30日以内）※登録は犬の生涯に1回です
- ②犬を譲り受け所有者が変わったとき
- ③所有者の住所が変わったとき（町内転居の場合は町へ、町外転出の場合は転出先の市町村へ）
- ④犬が死亡したとき
※死亡した犬の処理は飼い主が行ってください。
- ⑤犬の鑑札を紛失、破損したとき

問合先／市民サービス課生活環境係 内線（517）

猫を飼っている皆さんへ

猫の放し飼いやふん尿の後始末などについての苦情が、多く寄せられています。

周囲の人たちの迷惑にならないようルールとマナーを守って飼いましょう。

●猫の飼い方について

猫は室内で飼うように努めましょう。猫を外で飼うこととは、他人の敷地をふん尿で汚すことになり、近隣とのトラブルのほか、交通事故や感染症などの原因となります。

また、猫を無責任に増やさないように注意しましょう。不妊措置をせずに外に出してしまうと繁殖活動を行ってしまい野良猫の増加にもつながってしまうため、不妊措置を講じるよう努めましょう。

●野良猫に餌を与える方へ

野良猫に餌を与えると、周辺の野良猫を呼び集め、周囲の家にも迷惑をかけてしまいます。

子猫を生み、野良猫が増えることにもつながりますので、野良猫には餌を与えないようにしましょう。

問合先／市民サービス課生活環境係 内線（517）

建設業退職金共済制度について

建設業退職金共済制度（建退共）は、中小企業退職金共済法に基づき、建設現場労働者の福祉の増進と建設業を営む中小企業の振興を目的として設立された退職金制度です。この制度は、事業主の方々が、労働者の働いた日数に応じて掛け金となる共済証紙を共済手帳に貼り、その労働者が建設業界で働くことをやめたときに建退共から退職金を支払うという、業界全体での退職金制度です。

加入できる事業主／建設業を営む方

対象となる労働者／建設業の現場で働く人

掛金／日額310円

特徴／①国の制度なので安全・確実で申し込みが簡単

②経営事項審査で加点評価の対象となる

③掛け金の一部を国が補助

④掛け金は事業主負担となるが、法人は損金、個人では必要経費として扱われ、税法上全額非課税となる

⑤事業主が変わっても退職金は企業間を通算して計算される

●建退共の特例措置

建退共では、地震等により災害救助法が適応された方に対して、各種手続きの特例措置を実施しています。

●建退共から事業主の方へのお願い

共済証紙は、労働者の就労日数に応じて適正に貼付してください。

また「建設業退職金共済手帳」を持っている労働者が、建設業界を引退するときは、忘れずに退職金を請求するよう指導してください。

詳細については、建退共北海道支部に問い合わせください。

また、ホームページには制度説明動画やQ&Aなど制度についての詳細を掲載していますので、そちらも確認してください。

ホームページ／<http://www.doukenkyo.jp/kentaikyo/>

問合先／建退共北海道支部 ☎011-261-6186

広告

バリアフリーになりました

靴を脱がずにそのまま
お入りください



ホテルまつや

1階がバリアフリーになり、宴会場（全テーブル、イス席）もリニューアルしました。各種ご宴会・ご会合、法要後の食事などにご利用ください。

北海道・白糠のご宿泊は「ホテルまつや」へ
<https://www.hotel-matsuya.com> ☎2-2211



「元気！しらぬか応援券」使えます！

『新北海道スタイル』に取り組みます。皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

- ・宴会プラン 3500円（税別）～
- ・コース料理 3800円（税別）～
- ・法要料理、白糠食材コース、旬の一品料理などあります

※前日までの予約をお願い致します

